

三重河川流域委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「三重河川流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第2条 流域委員会は、三重河川の河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

2. 河川整備計画（案）策定河川は、鈴鹿川・雲出川・宮川とし、河川整備計画見直し河川として櫛田川とする。

（組織等）

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。

2. 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて委員の補充を行うものとする。

4. 流域委員会は、必要に応じて河川ごとに専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（情報公開）

第4条 流域委員会の会議、会議資料、議事録については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則として公開する。

（会議）

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。

3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

4. 会議の招集・開催は局長が行う。

5. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6. 委員の代理出席は原則として認めない。

（事務局）

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が行うものとする。

2. 事務局は、流域委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会においてこれを定める。

付則

（施行期日）

この規約は、平成20年3月 日 から施行する。

別紙

役職	専門分野	名前	所属
	農業水利	いしい あつし 石井 敦	三重大学 生物資源学部准教授
	河川・水文	くずは やすひさ 葛葉 泰久	三重大学大学院 生物資源学部教授
	植物・森林	たけだ あきまさ 武田 明正	三重大学名誉教授
	河川	とみなが あきひろ 富永 晃宏	名古屋工業大学 工学部教授
	魚類	はらだ ますぞう 原田 増造	元三重水産技術センター内水面分場長
委員長	水質	まつお なおき 松尾 直規	中部大学 工学部教授
	鳥類	もり としや 森 俊哉	野鳥の会 三重県支部
	歴史・文化	わたなべ かん 渡辺 寛	皇學館大学 文学部教授
副委員長	経済	わたなべ ていじ 渡邊 悌爾	三重大学 特命学長補佐

(敬称略 50音順)